平成２３年（フ）第２４９６号
大阪市大正区北恩加島２丁目１番１号滝ハイツ402号、申立時の住所大阪市此花区伝法３丁目１番41号
債務者　松岡　義則
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６１号
大阪市此花区四貫島２丁目26番２―301号、住民票上の住所兵庫県宝塚市向月町２番13号
債務者　安居　正人
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０４号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番11―303号
債務者　長谷　和喜
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７７１号
大阪府枚方市中宮北町１番28―405号
債務者　中辻　眞一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７７３号
大阪府大東市野崎１丁目25―４、住民票上の住所大阪府大東市野崎１丁目15番701号
債務者　山田　年子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８１９号
大阪府八尾市若林町１丁目87番地　クロスティ八尾南壱番館312号
債務者　小林　信子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２１号
大阪府守口市南寺方中通１丁目８番22号
債務者　齋藤　　強
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５９号
大阪市天王寺区上本町９丁目６番12―1101号
債務者　村井　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９０号
大阪府大東市氷野４丁目６番７号
債務者　山田　志乃
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２０５号
大阪市城東区関目６丁目13番９―305号
債務者　高橋　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２１８号
大阪市西成区千本中２丁目３番10号
債務者　原田　　節
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２５２号
大阪市北区長柄東３丁目２番１―1109号
債務者　廣瀬　照子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６７号
大阪市平野区西脇３丁目１番11―706号
債務者　慶本こと　裴　　直美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２９４号
大阪市東住吉区桑津４丁目１番20号
債務者　緒方　哲男
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３０６号
大阪府寝屋川市萱島南町15番１号
債務者　小川　恵大
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３０７号
大阪府寝屋川市萱島南町15番１号
債務者　今江　和子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３３０号
大阪市東成区深江南１―11―18　ＭＫコーポラス502号、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目83番地の１　東園田ストークハイツ207
債務者　渡辺　義顕
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部